会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

電子的診療情報連携体制整備加算の新設

➢ 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。

現行

【医療DX推進体制整備加算】（廃止）

初診時（月に１回）　（医科）
- 医療DX推進体制整備加算１　12点
- 医療DX推進体制整備加算２　11点
- 医療DX推進体制整備加算３　10点
- 医療DX推進体制整備加算４　10点
- 医療DX推進体制整備加算５　９点
- 医療DX推進体制整備加算６　８点

【医療情報取得加算】（廃止）

初診時
- 医療情報取得加算　１点

再診時（３月に１回に限り算定）
- 医療情報取得加算　１点

【明細書発行体制加算】

（再診料に加算）１点

※電子的診療情報連携体制整備加算の届出医療機関は算定不可

改定後

【電子的診療情報連携体制整備加算】（新設）

初診時（月に１回）
- 電子的診療情報連携体制整備加算１　１５点
- 電子的診療情報連携体制整備加算２　９点
- 電子的診療情報連携体制整備加算３　４点

再診時（月に１回）
- 電子的診療情報連携体制整備加算　２点

入院基本料等加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算１（入院初日）１６０点
- 電子的診療情報連携体制整備加算２（入院初日）　８０点

医科診療報酬点数表関係（本件については当局確認済み）

問１　「Ａ０００」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。」とあるが、どのような製品が当該要件を満たすか。

（答）現在、厚生労働省において、同省が公表している標準仕様に準拠している電子カルテ製品の認証制度を検討中。厚生労働省医政局における議論がとりまとまり次第、追ってお示しする予定。

問２　「Ａ０００」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。」とあるが、「診療情報を共有又は閲覧できる」とは、当該保険医療機関が患者の情報を他の保険医療機関に共有する場合又は他の保険医療機関の患者の情報を閲覧する場合のいずれの場合も該当するという理解でよいか。

（答）そのとおり。

問３　「Ａ０００」電子的診療情報連携体制整備の施設基準において、「当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。」とあるが、
①　ウェブサイトの更新頻度の目安はあるか。
②　様式１の６において、当該ネットワークの登録患者数及び年間新規登録患者数について、いつ時点の数値を記載するのか。

（答）
①　少なくとも年に１回以上更新することとし、１年以上更新されていない場合には速やかな更新を行うこと。
②　登録患者数及び年間新規登録患者数はウェブサイトに公表されている数値を記載することとし、届出の１年以内での数値を記載すること。

問４　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。」とされているが、電子処方箋の機能が拡張された場合について、どのように考えればよいか。

（答）現時点では、令和５年１月 26 日から稼働した基本機能（電子処方箋の発行・応需（処方・調剤情報の登録を含む。）、処方・調剤情報の閲覧、重複投与・併用禁忌のチェック）に対応した電子処方箋を発行できる体制を有していればよい。

【疑義解釈（その１）（令和８年３月 23 日）】

問３　令和８年５月 31 日において現に医療ＤＸ推進体制整備加算及び診療録

管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年６月１日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

（答）改めて届出を行う必要がある。

【疑義解釈（その２）（令和８年４月１日）】

問１　「Ａ０００」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

（答）電子的診療情報連携体制整備加算１に関する施設基準のうち、(11）のイ及びウを満たす場合には、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」を満たすものとみなす。

（日本医師会注）

なお、当該施設基準の届出に関する事項において、「１の（10）のウについては、当面の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。」としている。

【疑義解釈（その４）（令和８年４月 21 日）】

問１　電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

（答）院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

【疑義解釈（その４）（令和８年４月 21 日）】

問２　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

（答）電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

【疑義解釈（その４）（令和８年４月 21 日）】

問３　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情

報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

（答）電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。

※　現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

【疑義解釈（その４）（令和８年４月 21 日）】

問４　「Ａ００１」再診料の注 19 及び「Ａ００２」外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「Ａ０００」初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「Ａ００１」再診料の注 19 及び「Ａ００２」外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「Ａ０００」初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

（答）いずれも算定不可。

【疑義解釈（その５）（令和８年５月８日）】

問１　「Ａ００１」再診料の注 19 及び「Ａ００２」外来診療料の注 10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「Ａ０００」初診料の注 16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の届出を行っている場合に追加で届出は必要か。

（答）不要。